

令和8年2月5日  
世田谷保健所  
健康推進課

### 3歳以降に転入した未就学児の屈折検査等眼科検診の実施について

#### 1. 主旨

乳幼児の弱視等は早期発見により治療が可能なことから、世田谷区では令和4年4月より3歳児健康診査（以下「3歳児健診」という。）の眼科検査に、スポットビジョンスクリーナー（以下「S V S」という。）を用いた屈折検査を導入している。

令和6年度のこども家庭庁の調査では、3歳児健診で屈折検査を悉皆実施している市区町村は86.8%であり、屈折検査未実施の自治体もあることから、区では、令和6年度より4歳以降に世田谷区に転入してきた幼児を対象に、S V S等の機器を用いた就学前眼科検診を行ってきた。今般、より早期に弱視等の発見および治療につなぐため、検査の案内時期を就学前から転入時に早めるとともに、対象者を3歳以降に拡大し、転入した未就学児を対象に屈折検査等眼科検診を実施する。

#### 2. 実施内容

##### （1）対象

以下の要件を全て満たす者

- ・3歳以降に世田谷区に転入した小学校入学前の幼児
- ・転入前自治体の3歳児健診で屈折検査の実施がなかった幼児

なお、3歳児健診未受診の幼児（※3歳11か月までに限る）については、  
健康づくり課で実施する3歳児健診を案内する。

##### （2）案内方法

3歳以降に転入した未就学児の保護者へ屈折検査の案内を郵送し、保護者からの申請書と母子健康手帳のコピーの提出により、受診票を交付する。なお、案内時期は下記のとおりとする。

- ①令和8年度以降に転入した幼児については、転入の翌月以降に案内を郵送する。
- ②令和7年度末までに転入した幼児については、令和8年度当初に案内を郵送する。

##### （3）実施方法

世田谷区医師会及び玉川医師会に屈折検査等眼科検診を委託し、指定眼科医療機関にて実施する。

##### （4）検診の内容

- ・問診
- ・オートレフラクトメーターまたはS V Sによる屈折検査
- ・矯正視力検査

## (5) 実施時期

令和8年4月1日

## 3. 対象人数

## ① 令和8年度に転入した幼児

通知対象者数 1,500名  
受診票発行数 200名

## ② 令和7年度までに転入した幼児

通知対象者数 2,000名  
受診票発行数 300名

## 4. 令和8年度の経費（概算）

歳出 3,081千円

## 5. 今後のスケジュール（予定）

令和8年 4月 事業開始